

第7回 大町市・八坂村・美麻村合併協議会 次第

日時 平成16年7月27日(火)

午後2時から

会場 八坂村コミュニティーセンターアキツ

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

(1) 県内の状況について

(2) 小委員会等の協議状況について

(3) 新市における特別職の報酬等の額について(答申)

4 協議事項

(1) 小委員会提案議題

議題 1 慣行の取扱いについて(協議項目19)

(2) 幹事会提案議題

議題 2 合併の期日について(協議項目2)

議題 3 補助金・交付金等の取扱いについて(協議項目22)

議題 4 平成16年度補正予算(第1号)について

(3) 幹事会調整事項

各種事務事業の取扱いについて(Dランク 14件)

5 その他

(1) 第8回協議会について

平成16年8月30日(月)

午後3時00分 大町市役所西会議室

6 閉 会

法定・任意合併協議会の設置状況

(平成16年7月14日現在)

長野市・大岡村・豊野町・戸隠村・鬼無里村
H14.12.25、H15.4.17 任意
H15.12.22 法定(2協議会を統合)
H17.1.1 合併(予定)

白馬村・小谷村
H15.10.1 任意

信州新町・小川村・中条村
H15.3.24 任意
H16.2.10 法定

大町市・八坂村・美麻村
H15.3.15 任意
H16.2.1 法定

本城村・坂北村・麻績村・坂井村
H14.6.6 任意
H15.10.24 法定

豊科町・穂高町・三郷村・堀金村・明科町
H14.12.23 任意

松本市・四賀村
H14.5.25 任意
H15.7.1 法定

松本市・波田町・奈川村・安曇村・梓川村
H15.7.25 任意

塩尻市・楢川村
H14.8.22 任意
H15.10.1 法定

南木曾町・大桑村
H15.6.24 任意
H16.5.20 法定

中津川市・山口村
H14.6.7 任意
H15.1.6 法定
H17.2.13 合併(予定)

飯田市・喬木村・上村・南信濃村
H15.8.12 任意

阿智村・浪合村
H16.7.12 任意

牟礼村・三水村
14.12.24 任意

飯山市・野沢温泉村
H16.7.7 法定

中野市・豊田村
H15.11.18 任意
H16.6.21 法定

須坂市・高山村
H15.12.24 任意

上田市・丸子町・真田町・武石村
H14.12.24 任意
H16.6.17 法定

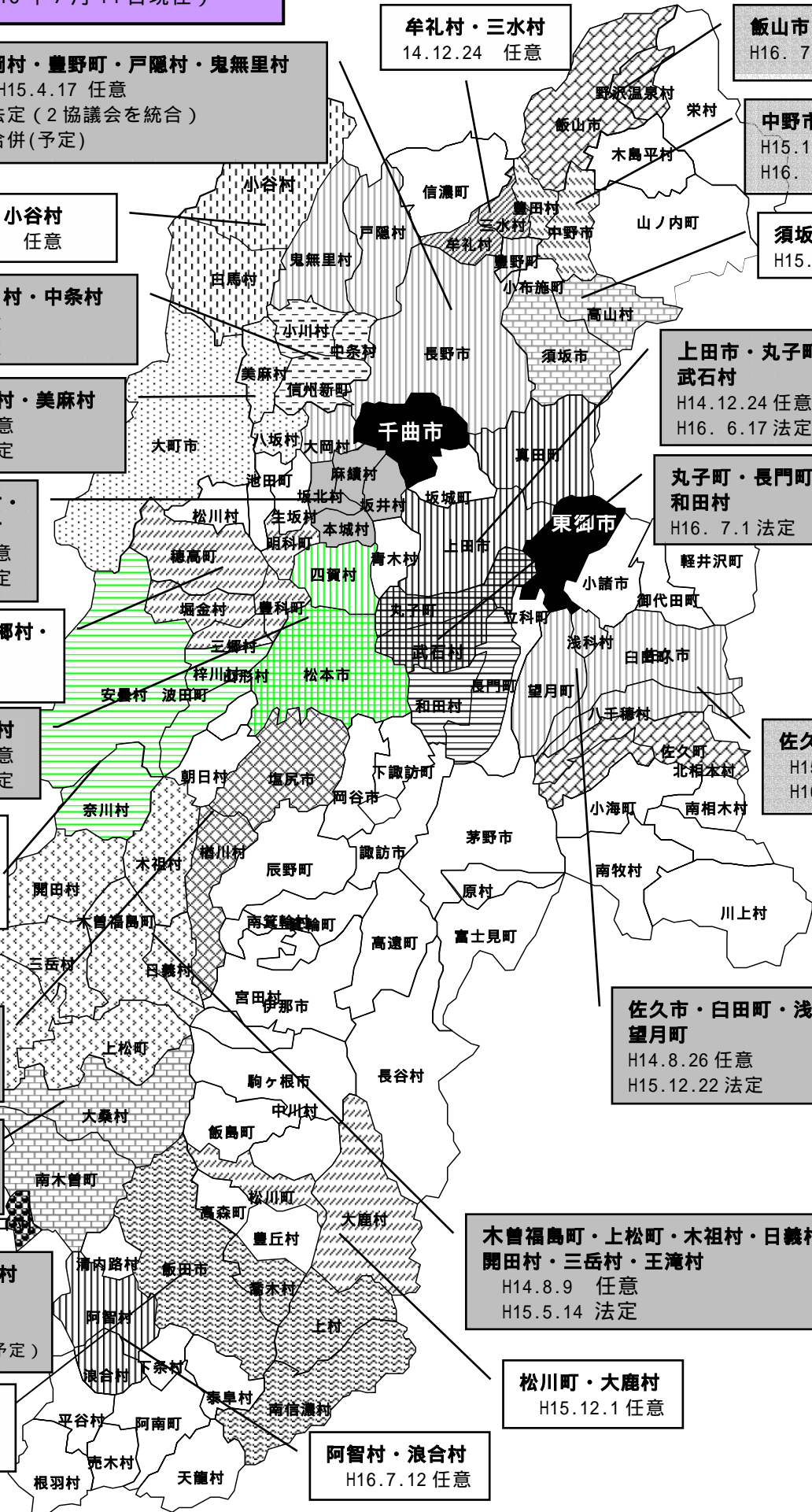
丸子町・長門町・武石村・和田村
H16.7.1 法定

佐久町・八千穂村
H15.4.10 任意
H16.6.25 法定

佐久市・白田町・浅科村・望月町
H14.8.26 任意
H15.12.22 法定

木曾福島町・上松町・木祖村・日義村・開田村・三岳村・王滝村
H14.8.9 任意
H15.5.14 法定

松川町・大鹿村
H15.12.1 任意



市町村合併の検討の動き【報道等による】

H16.7.14 現在

県内市町村数の経過

市町村課まちづくり支援室

年月日	市	町	村	計	備 考
H 5.7.1	17	36	67	120	上郷町が飯田市に編入
H15.9.1	17	34	67	118	千曲市が誕生
H16.4.1	18	33	66	117	東御市が誕生

合併市町村	合併関係市町村	設置日	人口(12国調)	面積	備 考
千曲市	更埴市・戸倉町・上山田町	15.9.1	64,549人	119.84 km ²	
東御市	東部町・北御牧村	16.4.1	30,944人	112.30 km ²	

法定合併協議会	15協議会(県内市町村数:45(県外1))	重点支援地域指定	14地域(41市町村)
任意合併協議会	8協議会(県内市町村数:23)	重点支援地域指定	4地域(13市町村)
計	23協議会(県内市町村数:68(県外1))	重点支援地域指定	18地域(54市町村) (千曲市、東御市含めると20地域(56市町村))

法定合併協議会

地域区分	関係市町村	設置日	任意協 設置日	重点支援 地域指定	備 考
木 曽	山口村、岐阜県中津川市	15.1.6	14.6.7	15.1.24	16.3.8 合併調印 16.3.19 山口村議会議決 16.3.23 中津川市議会議決 16.4.2 長野県知事へ合併申請 16.4.6 岐阜県知事へ合併申請
木 曽	木曽福島町、上松町、木祖村、日義村、開田村、三岳村、王滝村	15.5.14	14.8.9	14.8.30	16.7.31 解散予定
松 本	松本市、四賀村	15.7.1	14.5.25	14.6.18	
松本・木曽	塩尻市、檜川村	15.10.1	14.8.22	14.8.30	
松 本	本城村、坂北村、麻績村、坂井村	15.10.24	14.6.6	14.8.9	
佐 久	佐久市、臼田町、浅科村、望月町	15.12.22	14.8.26	15.12.22	H15.9.26 御代田町が離脱、H15.12.22 望月町が加入
長 野	長野市、大岡村、豊野町、戸隠村、鬼無里村	15.12.22	14.12.25 15.4.17	15.2.4 15.6.6	2協議会を統合 16.5.17 合併調印 16.6.17~29 5市町村議会議決 16.7.14 合併申請
大 北	大町市、八坂村、美麻村	16.2.1	15.3.15	15.7.3	
長 野	信州新町、小川村、中条村	16.2.10	15.3.24	15.9.8	
木 曽	南木曽町、大桑村	16.5.20	15.6.24	15.7.18	
上 小	上田市、丸子町、真田町、武石村	16.6.17	14.12.24	15.1.15	
北 信	中野市、豊田村	16.6.21	15.11.18	15.11.18	
佐 久	佐久町、八千穂村	16.6.25	15.4.10	15.5.9	
上 小	丸子町、長門町、武石村、和田村	16.7.1			合併特例法4条の2、丸子町・武石村は重複設置
北 信	飯山市、野沢温泉村	16.7.7			16.4.7 合併研究会設置

任意合併協議会

地域区分	関係市町村	設置日	重点指定	備 考
松 本	豊科町、穂高町、三郷村、堀金村、明科町	14.12.23	15.1.28	
長 野	牟礼村、三水村	14.12.24	15.1.15	
松 本	松本市、波田町、奈川村、安曇村、梓川村	15.7.25		松本市は四賀村とも協議
下 伊 那	飯田市、喬木村、上村、南信濃村	15.8.12	15.9.19	
大 北	白馬村、小谷村	15.10.1	16.3.24	17.7.22 に解散予定
下 伊 那	松川町、大鹿村	15.12.1		
長 野	須坂市、高山村	15.12.24		
下 伊 那	阿智村、浪合村	16.7.12		

任意合併協議会準備会等(3組織、8市町村)

地域区分	関係市町村	取 組 状 況
上 小	長門町、和田村	16.3.30 長門町・和田村合併研究会を設置
佐 久	川上村、南牧村	16.4.12 川上村・南牧村合併協議準備会を設置
上 伊 那	伊那市、高遠町、南箕輪村、長谷村	16.4.20 伊那市・高遠町・南箕輪村・長谷村合併研究会を設置

協議会の解散

地域区分	関係市町村	状 況	備 考
上 小	長門町、武石村、和田村	14.12.3 任意協設置 15.7.31 解散、重点支援地域指定解除	武石村離脱
長 野	更埴市、戸倉町、上山田町	14.8.31 法定協設置 15.8.31 解散	15.9.1 合併(千曲市)
北 信	中野市、山ノ内町、豊田村	14.11.30 任意協設置 15.11.18 解散、重点支援地域指定変更	山ノ内町離脱
上 伊 那	伊那市、高遠町、辰野町、箕輪町、南箕輪村、長谷村	15.1.23 任意協設置 15.12.31 解散、重点支援地域指定解除	辰野町、箕輪町、南箕輪村離脱
上 伊 那	駒ヶ根市、飯島町、中川村、宮田村	15.3.24 任意協設置 15.12.31 解散	宮田村離脱、飯島町、中川村の住民アンケートで反対票が賛成票を上回った。
上小・佐久	東部町・北御牧村	14.9.17 法定協設置 16.3.31 解散	16.4.1 合併(東御市)
諏 訪	岡谷市、諏訪市、下諏訪町	14.10.24 任意協設置 16.3.31 解散	15.12.24 富士見町、原村が離脱 16.2.26 茅野市が離脱
上 小	上田市、丸子町、真田町、武石村	14.12.24 任意協設置 16.6.17 解散	16.6.17 法定協設置
北 信	中野市、豊田村	15.11.18 任意協設置 16.6.28 解散	16.6.21 法定協設置
佐 久	佐久町、八千穂村	15.4.10 任意協設置 16.6.25 解散	16.6.25 法定協設置
計	10協議会【合併2 その他8】		

小委員会等の協議状況について

1. 議会運営等検討小委員会
 - 第6回 7月15日(木)
 - 第7回 7月25日(日)

2. 特別職報酬等検討委員会
 - 第4回 7月13日(火)

平成16年7月14日

大町市・八坂村・美麻村合併協議会
会長 腰原愛正様

特別職報酬等検討委員会
委員長 平林多喜男

新市における特別職の報酬等の額について（答申）

平成16年4月6日付、16大八美協第1号で詰問された標記について、別紙のとおり答申いたします。

(別紙)

答 申 書

【審議結果】

新市における特別職の報酬等の額は、大町市の例により統一する。

【審議経過】

新市における特別職の報酬等の額は、地域全体の報酬・賃金の規範、基準となることから、住民にとっても関心の高い事柄であり、まず何よりも公正かつ厳正に決定されなければならないものである。そのため、当検討委員会も大町市、八坂村、美麻村の各界代表によって偏りなく構成され、慎重に審議をおこなった。

審議にあたっては、合併を協議している3市村の現況や県内各市の状況、地域の経済情勢、新市の財政状況等を総合的に勘案して議論を深めた。

基本的には、本年3月に減額を答申し、4月から改定・適用となっている大町市の特別職の報酬等の額を採用することとし、また、その他の委員会報酬等は、大町市の例に統一することで合意をみた。

しかしながら、合併特例法の在任特例により42人となる議会議員の報酬のあり方については多くの意見が出された。

次回統一地方選挙までの間、一時的に議員数が増えることとなるが、「同じ議会議員であり同一の権限と責任を持つことから報酬額は統一すべき」という意見がある一方、合併のメリットの一つである行財政の効率化に鑑み、「合併前のそれぞれの市村の条例による報酬額、または、その合計額を超えない範囲とすべき」という意見、また、「両村間の格差の是正を」という意見もあった。

これらの意見に対して、当委員会としては、あくまで新市における市議会議員をはじめ特別職の適正な報酬等の額を答申するのが原則である、という立場を確認しながらも、昨今の全国の状況を斟酌すると、特例期間中の議員の報酬についても言及せざるを得ないという結論に達した。特に、在任特例期間中の議会議員の報酬額については、合併の本来の目的である行財政の効率化に照らし合わせ、また、住民感情を十分考慮したものとなるよう、協議会で判断いただくよう申し添えることとした。

以上

大町市特別職の職員の給料及び報酬額

（単位：円）

職 名		給料・報酬の額			
常勤特別職	市長	817,000	月額		
	助 役	676,000	月額		
	収 入 役	608,000	月額		
	教 育 長	582,000	月額		
非常勤特別職	議会の議員	議 長	382,000	月額	
		副議長	319,000	月額	
		議 員	302,000	月額	
	行政委員会	教育委員会の委員	委員長	82,900	月額
			委員長	60,400	月額
		監査委員	識見有者	111,600	月額
			議会選出	45,600	月額
		農業委員会の委員	会 長	77,600	月額
			会長代理	50,700	月額
			部会長	41,500	月額
			委 員	37,800	月額
		選挙管理委員会の委員	委員長	43,400	月額
			委 員	33,500	月額
			補充員	8,000	日額
		公平委員会の委員	委員長	7,100	日額
			委 員	6,800	日額
		固定資産評価審査委員会の委員		7,100	日額
		消防団	団 長	200,000	年額
	副団長		130,000	年額	
	分団長		100,000	年額	
	副分団長		61,700	年額	
	部 長		47,000	年額	
	班 長		27,100	年額	
	団 員		18,800	年額	
	その他附属機関等	委 員	6,300	日額	
			3,800	半日額	

半日額は勤務時間が4時間未満の場合
個別の条例等で報酬額を定めているもの等を除く

慣行の取扱いについて(協議項目19)

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

小項目	調整方針
市民憲章	<p>市民憲章は、地域の理念やまちづくりの方向性を明らかにしたもので、住民生活を営む道しるべとなるものであり、かつ、新市の基本姿勢となるものであることから、当然、合併後の新市においても重要であるので、下記の基本方針により制定する</p> <p>制定の方法にあたっては、基本的に大町市の現憲章に一部修正を加えることとする 八坂村・美麻村の現村民憲章の内容で、新市に取り込めるものは、大町市の現憲章に加えることで一本化を図る 両村の現憲章の内容で地域特有の部分は、合併後のそれぞれの地域自治組織の地域づくり目標等として継承する</p>
宣言	<p>各種宣言について、下記のとおり新市へ引継ぐこととする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部落解放都市宣言……新市において新たに、現在の「部落解放都市宣言」の趣旨を包含した「人権尊重都市宣言」と「男女共同参画都市宣言」を宣言する ・暴走族追放宣言……現在の「暴走族追放宣言」はそのままとし、新市において新たに「交通安全宣言」と「暴力追放宣言」を宣言する ・公明選挙都市宣言……新市において、新たに「明るい選挙都市宣言」を宣言する ・交通安全宣言……八坂村のみの宣言であるため、新市へ引継ぐこととし新市において新たに宣言する ・環境宣言……八坂村のみの宣言であるため、新市へ引継ぐこととし新市において新たに宣言する ・青少年健全育成宣言……八坂村のみの宣言であるため、新市へ引継ぐこととし新市において新たに宣言する
市歌・音頭	<ul style="list-style-type: none"> ・新市において新たに市歌を制定する ・現行の村歌や音頭は各地域のものとして存続する
表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰の範囲・選定・方法・時期は、大町市の例により統一する ・表彰基準に年数が規定されているものは、八坂村・美麻村における当該期間を新市における当該期間に通算するものとする
儀式・行事・イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・やまびこ祭り等市民総参加型のイベントは、市民の交流イベントとして位置付け、新市の一体感醸成のため積極的に開催する ・観光イベントについては、当面現行どおり各地域の観光イベントとして存続するが、新市において見直しを図る ・合併記念イベントについては、地域の活性化や連携交流を促すと同時に地域外への宣伝の観点からも内容を検討のうえ実施するものとする ・市制施行記念行事は、大町市の例により統一する
友好都市・姉妹都市	<p>現行のとおり継続する</p>

平成16年7月27日提出

大町市・八坂村・美麻村合併協議会会長 腰原愛正

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議項目	19 慣行の取扱い	小項目	市民憲章
調整方針	<p>市民憲章は、地域の理念やまちづくりの方向性を明らかにしたもので、住民生活を営む道しるべとなるものであり、かつ、新市の基本姿勢となるものであることから、当然、合併後の新市においても重要であるので、下記の基本方針により制定する</p> <p>制定の方法にあたっては、基本的に大町市の現憲章に一部修正を加えることとする 八坂村・美麻村の現村民憲章の内容で、新市に取り込めるものは、大町市の現憲章に加えることで一本化を図る 両村の現憲章の内容で地域特有の部分は、合併後のそれぞれの地域自治組織の地域づくり目標等として継承する</p>		
参考	【任意協議会調整方針】		

現 況		
大町市市民憲章(昭和52年7月2日 告示第23号)	八坂村村民憲章(昭和63年9月26日制定)	美麻村村民憲章(昭和63年8月4日制定)
<p>前文</p> <p>四季の変化に富む北アルプスの雄大な山並み、岩を砕き山肌を縫う急峻な溪谷、紺青の水をたたえる仁科三湖、ふんだんに湧出する温泉、悠遠に、生い茂る一木一草の大自然は、私たちに限りなく安らぎと郷愁をよびおこし、ここに生まれ、育った市民の象徴として生きています。</p> <p>偉大な自然の摂理によって培われ、維持されてきた歴史と伝統、生活慣習のよさは、心身ともに健康な市民を輩出してきました。</p> <p>私たち大町市民は、こうした歴史と伝統、天恵の大自然の中に住んでいることを誇りとし、心を安め、力を合わせて、伸びゆく郷土をみんなで築くことを誓いあい、ここに大町市民憲章を定めました。</p> <p>1 厳しい風雪に耐えてたくましく、心豊く生きる市民です 2 美しい風土と歴史をもち、土の香り高い文化を築く市民です 3 豊かな自然と環境を守り育て、教養と創造を重んじる市民です 4 つねに自治に励み、役割と責任を持ち合う市民です 5 郷土を愛し、自己をみがき、未来をつくる幸せを喜び合う市民です</p>	<p>八坂村は、四季折々に見せる豊かな自然と村民のこまやかな人情は心の支えであります。</p> <p>古い歴史と文化に恵まれ伝統を築かれてきた、このすばらしい郷土を私達は心から愛し、誇りと希望をもって、かおり高く活力に充ちた地域づくりを目指し、ここに村民憲章を制定します。</p> <p>1、恵まれた自然、風土を愛し、保護と活用につとめましょう 1、村の歴史と伝承を大切に、ふるさと創生に役立てましょう 1、教育を尊重し、文化のかおり高い村づくりに励みましょう 1、住みよい地域環境をつくり、豊かな生活を築きましょう 1、心身をきたえ、健康で明るい福祉社会をつくりましょう</p>	<p>美麻村は、北アルプスの麓の美しい自然に抱かれた静かな村です。</p> <p>わたしたちはこの村を愛し お互いのしあわせと郷土の発展に願いをこめてここに村民憲章を制定します。</p> <p>1、豊かな緑を愛し限りなく躍進する村をつくりましょう 1、明るい笑顔で健康と安らぎのある村をつくりましょう 1、教育を重んじ文化を高め明るい村をつくりましょう 1、力をあわせ活力ある平和な村をつくりましょう 1、温かい心のふれあう福祉の村をつくりましょう</p>

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議項目	19 慣行の取扱い	小項目	宣言
調整方針	各種宣言について、下記のとおり新市へ引継ぐこととする ・部落解放都市宣言……新市において新たに、現在の「部落解放都市宣言」の趣旨を包含した「人権尊重都市宣言」と「男女共同参画都市宣言」を宣言する ・暴走族追放宣言……現在の「暴走族追放宣言」はそのままとし、新市において新たに「交通安全宣言」と「暴力追放宣言」を宣言する ・公明選挙都市宣言……新市において、新たに「明るい選挙都市宣言」を宣言する ・交通安全宣言……八坂村のみの宣言であるため、新市へ引継ぐこととし新市において新たに宣言する ・環境宣言……八坂村のみの宣言であるため、新市へ引継ぐこととし新市において新たに宣言する ・青少年健全育成宣言……八坂村のみの宣言であるため、新市へ引継ぐこととし新市において新たに宣言する		
参考 【任意協議会調整方針】	新市において大町市の宣言に「交通安全宣言」・「環境宣言」・「青少年健全育成宣言」の3つを加える [第11回任協(16.1.20)確認]		

	大町市	八坂村	美麻村
現 況	部落解放都市宣言 (S53.3.27)	人権尊重の村宣言 (H6.12.26)	人権尊重の村宣言 (H6.9.30)
	核兵器廃絶・軍備縮小を推進する都市宣言 (S57.6.15)	非核・平和の村宣言 (H8.6.21)	核兵器廃絶の村宣言 (H7.9.14)
	青色申告・期限内納税推進都市宣言 (H10.3.23)	青色申告・振替納税推進の村宣言 (H10.3.25)	青色申告の村宣言 (H9.12.11)
	暴走族追放宣言 (S55.8.27)	暴力追放の村宣言 (S57.7.30)	振替納税の村宣言 (H10.6.19)
	山岳文化都市宣言 (H14.3.15)	シートベルト着用に関する宣言 (S57.12)	
	安全都市宣言 (S37.3.17)	交通安全宣言の村 (H6.12.26)	
	公明選挙都市宣言 (S37.12.20)	環境宣言 (H6.12.26)	
		青少年健全育成の村宣言 (H12.9.25)	

	現行どおりのもの	新たに宣言するもの
新 市	1 部落解放都市宣言	1 人権尊重都市宣言
	2 核兵器廃絶・軍備縮小を推進する都市宣言	2 男女共同参画都市宣言
	3 青色申告・期限内納税推進都市宣言	3 暴力追放宣言
	4 暴走族追放宣言	4 交通安全宣言
	5 山岳文化都市宣言	5 環境宣言
	6 安全都市宣言	6 青少年健全育成宣言
	7 公明選挙都市宣言	7 明るい選挙都市宣言

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議項目	19 慣行の取扱い	小項目	市歌・音頭
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・新市において新たに市歌を制定する ・現行の村歌や音頭は各地域のものとして存続する 		
参考 【任意協議会調整方針】			

現 況		
大町市	八坂村	美麻村
市歌 なし	村歌 八坂村歌 (S63.9.26)	村歌 美麻村歌 (H1.10.15)
音頭 やまびこ音頭 大町音頭 大町小唄 大町慕情	音頭 八坂音頭	音頭 美麻音頭 (S63.8.4) 美麻慕情 (S63.8.4) 美麻恋唄 (S63.8.4)

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議項目	19 慣行の取扱い	小項目	表彰
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰の範囲・選定・方法・時期は、大町市の例により統一する ・表彰基準に年数が規定されているものは、八坂村・美麻村における当該期間を新市における当該期間に通算するものとする 		
参考 【任意協議会調整方針】	表彰・叙勲 : 合併時に大町市の例により統一する [第8回任協(15.11.6)確認] 農業功労者褒章に関すること : 合併時に大町市の例により統一する [第3回法定協(16.3.24)合意]		

現 況

表彰の範囲

	被表彰者	大町市		八坂村		美麻村	
		基準	表彰日	基準	表彰日	基準	表彰日
1	議会議員	10年以上	11月3日	通算15年以上	11月3日	12年(議員) 8年(議長・副議長の期間を通算できる)	11月3日
2	市村長	8年以上 (特別職で6年以上、一般職と併せて25年以上:功労章)	11月3日	通算15年以上	11月3日	8年 (助役・収入役・教育長の期間を通算できる)	11月3日
3	助役	8年以上 (特別職で6年以上、一般職と併せて25年以上:功労章) (特別職で4年以上、一般職と併せて20年以上:表彰状)	11月3日	通算15年以上	11月3日	8年 (助役・収入役・教育長の期間を通算できる)	11月3日
4	収入役	8年以上 (特別職で6年以上、一般職と併せて25年以上:功労章) (特別職で4年以上、一般職と併せて21年以上:表彰状)	11月3日	通算15年以上	11月3日	8年 (助役・収入役・教育長の期間を通算できる)	11月3日
5	教育長	12年以上 (特別職で4年以上、一般職と併せて25年以上)	11月3日	8に含まれる	-	8年 (助役・収入役・教育長の期間を通算できる)	11月3日
6	監査委員	12年以上 (特別職で4年以上、一般職と併せて25年以上)	11月3日	通算20年以上	11月3日	12年	11月3日
7	選挙管理委員	12年以上	11月3日	通算20年以上	11月3日	12年	11月3日
8	教育委員	12年以上	11月3日	通算20年以上	11月3日	12年	11月3日
9	農業委員	12年以上	11月3日	通算20年以上	11月3日	9年	11月3日

現 況

	被表彰者	大町市		八坂村		美麻村	
		基準	表彰日	基準	表彰日	基準	表彰日
10	公平委員	12年以上	11月3日	-	-	-	-
11	固定資産評価審査委員	12年以上	11月3日	-	-	12年	11月3日
12	社会福祉委員	15に含まれる	-	15に含まれる	-	12年	11月3日
13	消防団長	20年以上 (うち5年以上団長又は副団長の職にあった者)	11月3日	通算20年以上(消防団長)	11月3日	6年 (消防団長・副団長の期間を通算できる)	11月3日
14	公民館長	15に含まれる	11月3日	15に含まれる	11月3日	8年	11月3日
15	地方自治の振興進展に寄与した者	教育、学術、技芸、体育、統計等文化の発展、産業の開発振興並びに社会事業の促進、保健衛生その他公共の福祉に寄与し、その功労が顕著な者	11月3日	教育、美術、技芸、体育、統計等文化の発展、産業の開発振興並びに社会事業の促進、保健衛生その他公共の福祉に寄与し、その功労が顕著な者	11月3日	・村の産業の開発・普及等その振興に優れた ・教育の振興に優れた ・学術・芸術・伝統文化等に優れた創作又は発展・継承 ・体育・スポーツの普及発展に優れた ・社会福祉事業に優れた ・保健衛生の改善向上に優れた ・公共施設・公共的農林業施設の維持管理、改善に優れた 以上について、功績のあった者	11月3日
	(区長 地区長 自治会長等)	上記に含まれる	11月3日	上記に含まれる	11月3日	6年(区長) 15年(地区長)	11月3日
16	人命救助等に善行した者	自己の危険を省みないで、人命救助又は消防水防に関して善行のあった者	11月3日	自己の危険を省みないで、人命救助又は消防、水防に関し善行のあった者	11月3日	自己の危険を省みないで人命の救助又は消防、水防に関して善行のあった者	11月3日
17	徳行特に著しく一般の儀表となる者	徳行特に著しく、一般の儀表となる者	11月3日	徳行特に著しく一般の儀表となる者	11月3日	-	-
18	実業に精励して他の模範となる者	実業に精励して他の模範となる者	11月3日	実業に精励し、他の模範となる者	11月3日	-	-
19	私財寄付した者	公益のため本市に多額の私財を寄附した者	11月3日	公共のため、本村に多額の私財を寄附した者	11月3日	15に含まれる	-
20	市村一般職員	職務に精励し、執務成績が良好なもの	11月3日	-	-	30年(臨時職員の期間を通算できる)	11月3日
21	その他	その他特に表彰することを適当と認める者	11月3日	その他特に表彰することを適当と認めた者	11月3日	-	-
22	功労者報償 (技能者及び農業従事者)	後継者の育成等業界の発展及び振興に功績が顕著な者	11月23日	15に含まれる	11月3日	15に含まれる	11月3日
23	優良建設工事表彰 (施工者及びその担当技術者)	市が発注した建設工事のうち、表彰年度の前年度に完成した建設工事であって、請負金額が250万円以上かつ評定点が優秀なもの	11月23日	-	-	-	-

現 況

表彰の方法

	被表彰者	大町市	八坂村	美麻村
1	議会議員	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	表彰状・功労章・記念品	功労章・表彰状・金品
2	市村長	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	表彰状・功労章・記念品	功労章・表彰状・金品
3	助役	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	表彰状・功労章・記念品	功労章・表彰状・金品
4	収入役	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	表彰状・功労章・記念品	功労章・表彰状・金品
5	教育長	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	表彰状・功労章・記念品	功労章・表彰状・金品
6	監査委員	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	表彰状・功労章・記念品	功労章・表彰状・金品
7	選挙管理委員	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	表彰状・功労章・記念品	功労章・表彰状・金品
8	教育委員	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	表彰状・功労章・記念品	功労章・表彰状・金品
9	農業委員	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	表彰状・功労章・記念品	功労章・表彰状・金品
10	公平委員	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	-	-
11	固定資産評価審査委員	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	-	功労章・表彰状・金品
12	社会福祉委員	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	表彰状・功労章・記念品	功労章・表彰状・金品
13	消防団長	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	表彰状・功労章・記念品	功労章・表彰状・金品
14	公民館長	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	表彰状・功労章・記念品	功労章・表彰状・金品
15	地方自治の振興進展に寄与した者	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	表彰状・功労章・記念品	表彰状または感謝状及び金品
	(区長、地区長、自治会長等)	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	表彰状・功労章・記念品	功労章・表彰状・金品
16	人命救助等に善行した者	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	表彰状・記念品	表彰状または感謝状及び金品
17	徳行特に著しく一般の儀表となる者	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	表彰状・記念品	-
18	実業に精励して他の模範となる者	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	表彰状・記念品	-

現 況

	被表彰者	大町市	八坂村	美麻村
19	私財寄付した者	500万円相当額以上の寄附者：感謝状・功労章・記念品 100万円相当額以上の個人の寄附者、200万円相当額以上の団体の寄附者及び前記の金額未満であっても、市長が特に表彰に値すると認める個人又は団体の寄附者：感謝状・記念品	500万円相当額以上の寄附者：感謝状・功労章・記念品 10万円相当額以上の寄附者：感謝状・記念品	表彰状または感謝状及び金品
20	市村一般職員	表彰状・記念品 (特に功労が顕著な者は功労章を別に贈る)	-	功労章・表彰状・金品
21	その他	市長がその都度定める	表彰状・記念品	-
22	功労者報償 (技能者及び農業従事者)	褒状・功労章・記念品	表彰状・記念品	功労章・表彰状・金品
23	優良建設工事表彰 (施工者及びその担当技術者)	表彰状・記念品	-	-

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議項目	19 慣行の取扱い	小項目	儀式・行事・イベント
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> ・やまびこ祭り等市民総参加型のイベントは、市民の交流イベントとして位置付け、新市の一体感醸成のため積極的に開催する ・観光イベントについては、当面現行どおり各地域の観光イベントとして存続するが、新市において見直しを図る ・合併記念イベントについては、地域の活性化や連携交流を促すと同時に地域外への宣伝の観点からも内容を検討のうえ実施するものとする ・市制施行記念行事は、大町市の例により統一する 		
参考 【任意協議会調整方針】	市民まつりに関すること : 全市民の一体化を図るよう新たな「市民まつり」を創設する [第9回任協(15.11.26)確認] 観光イベントに関すること : 現行どおり存続とするが、合併後イベントの統合や連携等を検討する [第4回任協(15.7.24)確認]		

現 況		
大町市	八坂村	美麻村
市民まつり 【事業名】 大町やまびこ祭り 【開催日】 毎年8月第1週土曜日 【内 容】 市内中央通を歩行者天国 小学校鼓笛隊パレードなど やまびこ踊りなど 75連 約3,500人 参加 【事業規模】 市負担金 4,000千円 イベント予算 7,500千円	村民まつり 該当なし (やさか夏祭りはH13まで実施)	村民まつり 該当なし

現 況

大町市		八坂村		美麻村	
観光イベント		観光イベント		観光イベント	
イベント名	事業主体	イベント名	事業主体	イベント名	事業主体
1 立山黒部アルペンルートオープンカーニバル	大町市イベント実行委員会	1 全日本・信州犀川カヌー大会	信州犀川地域振興協議会	1 アルプスおやき恋訪ふれあい広場	利尻・白馬ルート地域振興協議会
2 塩の道祭	大町市イベント実行委員会	2 プリオンカップインさざなみカヌー大会	(株)あすかの杜		
3 小熊山トレッキング	大町市イベント実行委員会	3 オフロードミーティング・マウンテンバイク大会	八坂村マウンテンバイク・チームYAMA		
4 鷹狩山トレッキング	大町市イベント実行委員会				
5 針ノ木岳慎太郎祭	針ノ木慎太郎祭実行委員会				
6 木崎湖温泉祭	木崎湖温泉観光協会				
7 大町雪まつり	大町雪まつり実行委員会				
8 大町市観光草競馬会	観光草競馬実行委員会				

現 況

大町市	八坂村	美麻村
<p>市制施行記念事業</p> <p>【市制施行年月日】 昭和29年7月1日</p> <p>【記念事業実施経過】 市制施行5周年記念事業（昭和34年度） 市制施行10周年記念事業（昭和39年度） 市制施行20周年記念事業（昭和49年度） 市制施行25周年記念事業（昭和54年度） 市制施行30周年記念事業（昭和59年度） 市制施行35周年記念事業（平成元年度） 市制施行40周年記念事業（平成6年度） 西小体育館竣工、記念式典、各種冠事業等</p> <p>【今後の予定】 市制施行50周年（平成16年度）</p>	<p>村制施行記念事業</p> <p>【村制施行年月日】 昭和34年4月1日</p> <p>【記念事業実施経過】 村制施行30周年記念事業（昭和63年度） 村制施行40周年記念事業（平成10年度）</p>	<p>村制施行記念事業</p> <p>【村制施行年月日】 明治8年2月5日</p> <p>【記念事業実施経過】 村制施行100周年記念事業（平成元年）</p>

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議項目	19 慣行の取扱い	小項目	友好都市・姉妹都市
調整方針	現行のとおり継続する		
参考 【任意協議会調整方針】	姉妹都市に関すること：現行どおり継続する [第11回任協(16.1.20)確認] メンドシーノとの交流：現行どおりとする [第5回任協(15.7.31)確認]		

現 況		
大町市	八坂村	美麻村
友好都市 オーストリア共和国 インスブルック市 ・昭和60年2月18日大町市とインスブルック市、山岳博物館とアルプス動物園が友好提携調印。 ・アルペン動物園のアルプス・マーモットと山岳博物館のカモシカとの動物交換がきっかけで友好都市となる。 ・博物館の交流や、市民視察団等が訪れ交流を深めている。	友好都市 該当なし	友好都市 該当なし
姉妹都市 富山県 氷見市 ・昭和47年11月20日調印 ・長野県と富山県を結ぶ立山黒部アルペンルートが昭和47年に開通したのを契機に、海のまち氷見市と山のまち大町市が姉妹都市となる。 ・以後スポーツや文化交流を行う。 東京都 立川市 ・平成3年3月25日調印 ・都市と農村の交流事業を契機に、姉妹都市となる。 ・農業体験やスポーツ、文化交流を行う。	姉妹都市 該当なし	姉妹都市 全国美しい村姉妹村 (平成15年度で解散) ・徳島県美郷村、茨城県美和村、美浦村、和歌山県美山村、三重県美里村、美杉村、岐阜県美並村、愛媛県美川村、岡山県美甘村 ・村名の頭に「美」のつく村の縁で結ばれた絆を基に、広く友好と親善を深め、互いの地域の産業、文化、経済の発展と福祉の向上を期し、良好な自然環境の保全を図ることを目的に平成2年6月14日全国美しい村姉妹村の提携を盟約。 米国 メンドシーノ (カリフォルニア州メンドシーノ郡メンドシーノ) ・昭和55年5月31日、アメリカ合衆国メンドシーノと教育・文化等の交流を図り、相互理解を高め国際親善に役立てることを目的として、姉妹村締結・調印がなされた。 ・平成4年から児童を中心にした隔年訪問交流が始まり相互訪問が行われている。この国際交流事業は「村民の視野を広め、相互理解を深めるとともに将来を担う若者に、国際交流体験と国際的な視野と判断力・将来への希望の持てる人材の育成」を願い、「人づくりは・百年の計」として村ではこの事業を進めている。 ・村内にはメンドシーノのボランティアネットワークがある。

合併の期日について(協議項目2)

合併の期日について、次のとおり提案する。

平成16年7月27日提出
大町市・八坂村・美麻村合併協議会会長 腰原愛正

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

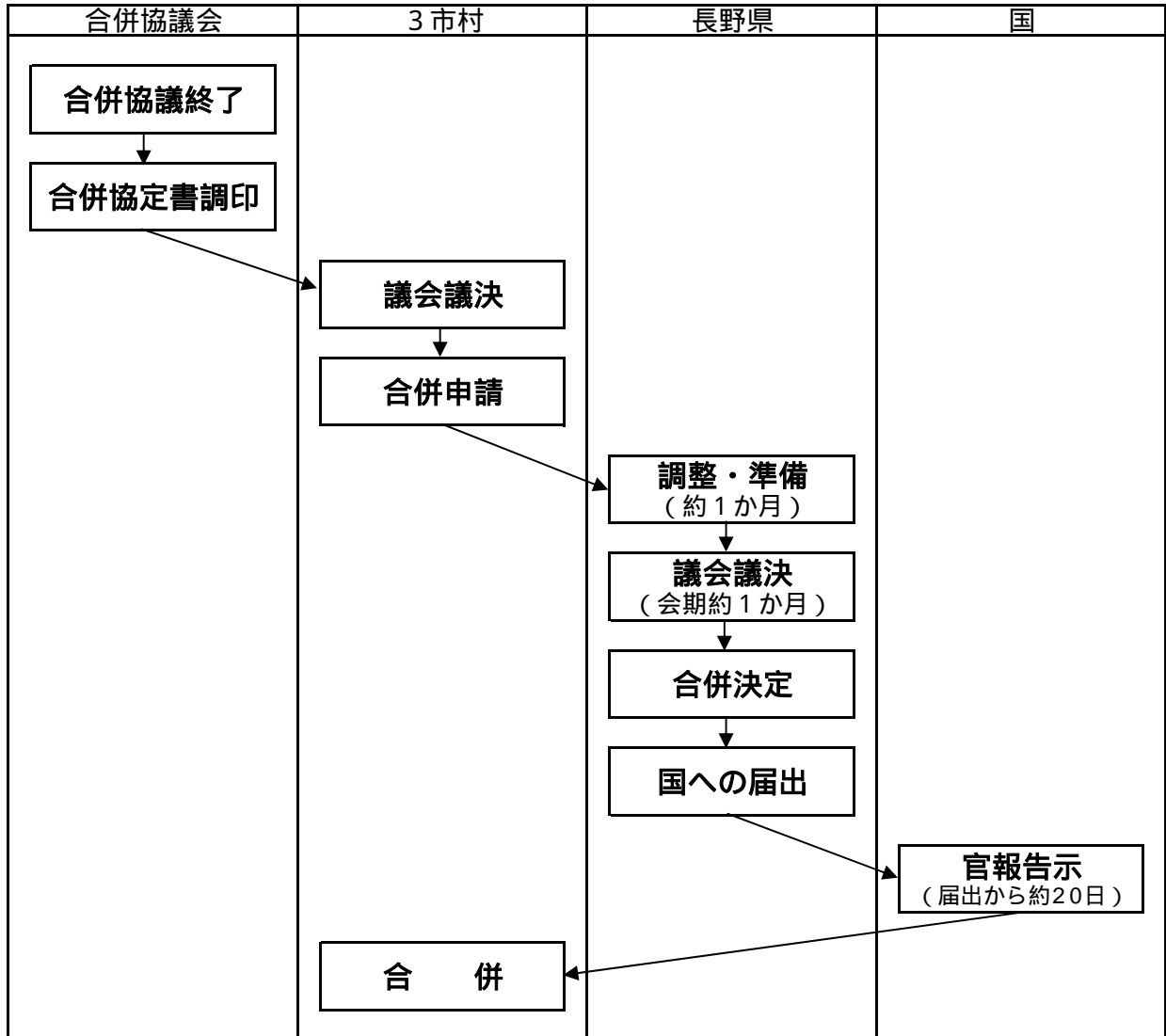
参考資料

協議事項	2 合併の期日	関係項目	
調整の内容			

留意事項	備考
<p>1 市町村が合併するためには、関係団体の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出(都道府県)、総務大臣が官報に告示など、様々な手続が定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。</p> <p>2 期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併に予定される事務事業または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断し、期日を決めることが望ましい。</p> <p>3 先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。</p> <p>4 市町村の合併の特例に関する法律の改正により、平成 17 年 3 月 31 日までに関係市町村において議会の議決を経て、都道府県知事への合併申請を終え、平成 18 年 3 月 31 日までに合併する場合については、引続き市町村の合併の特例に関する法律による財政支援措置を適用することとなった。</p>	<p>・大北地域任意合併協議会では、協議時点においては、市町村合併特例法の改正内容が不確定であったため、「市町村合併特例法の期限の平成 17 年 3 月 31 日までに合併することが望ましい。」とされ、合併の期日は、「平成 17 年 3 月とする。」と調整された。</p>

合併申請関係手続き及び準備期間について

1. 合併申請関係手続き



2. 合併準備期間

- ・各種電算システムの統合、人事・組織体制、条例・例規等の改正、住民への周知等が必要
- ・総務省の作成した「合併協議会運営の手引」のなかの合併協議スケジュールでは、合併準備作業を6か月と想定している。
- ・先進事例においても、円滑に新市をスタートさせるため、準備期間を6か月以上とるところが多い。

合併予定市町村（告示済）における合併準備期間の状況

平成16年7月16日現在

合併予定年月日	都道府県名	新市町村名	合併形態	合併準備期間	告示日	
平成16年8月1日	長崎県	五島市	新設	18か月	15. 8. 1	
	長崎県	新上五島町	新設	18か月	15. 8. 1	
	愛媛県	久万高原町	新設	7か月	16. 4.12	
平成16年9月1日	山梨県	甲斐市	新設	8か月	16. 4.16	
	鳥取県	琴浦町	新設	7か月	16. 4.19	
平成16年9月13日	山梨県	身延町	新設	5か月	16. 7. 9	
平成16年9月21日	愛媛県	東温市	新設	6か月	16. 7. 1	
平成16年10月1日	愛媛県	愛南町	新設	18か月	15. 8. 6	
	滋賀県	甲賀市	新設	12か月	16. 1.15	
	徳島県	吉野川市	新設	10か月	16. 1.15	
	奈良県	葛城市	新設	10か月	16. 3.12	
	石川県	七尾市	新設	11か月	16. 4.12	
	広島県	世羅町	新設	8か月	16. 4.12	
	和歌山県	みなべ町	新設	10か月	16. 4.12	
	山口県	周防大島町	新設	8か月	16. 4.12	
	島根県	安来市	新設	8か月	16. 4.16	
	三重県	志摩市	新設	8か月	16. 4.16	
	鳥取県	湯梨浜町	新設	10か月	16. 4.19	
	滋賀県	野洲市	新設	10か月	16. 4.19	
	鳥取県	南部町	新設	6か月	16. 7. 1	
	愛媛県	上島町	新設	6か月	16. 7. 1	
	島根県	江津市	編入	6か月	16. 7.14	
	島根県	美郷町	新設	6か月	16. 7.14	
	島根県	邑南町	新設	6か月	16. 7.14	
	島根県	隠岐の島町	新設	4か月	16. 7.14	
	岡山県	高梁市	新設	6か月	16. 7.16	
	岡山県	吉備中央町	新設	4か月	16. 7.16	
	平成16年10月12日	山梨県	笛吹市	新設	6か月	16. 7. 9
鹿児島県		薩摩川内市	新設	6か月	16. 7.16	
平成16年10月16日	茨城県	常陸大宮市	編入	6か月	16. 7. 9	
平成16年11月1日	新潟県	魚沼市	新設	12か月	16. 1.15	
	山梨県	北杜市	新設	12か月	16. 1.20	
	秋田県	美郷町	新設	8か月	16. 3.25	
	兵庫県	丹波市	新設	10か月	16. 4.16	
	愛媛県	西条市	新設	7か月	16. 7. 1	
	富山県	砺波市	新設	6か月	16. 7. 1	
	富山県	南砺市	新設	6か月	16. 7. 1	
	熊本県	美里町	新設	7か月	16. 7. 9	
	茨城県	日立市	編入	5か月	16. 7. 9	
	島根県	益田市	編入	6か月	16. 7.14	
	島根県	雲南市	新設	7か月	16. 7.14	
	岡山県	瀬戸内市	新設	7か月	16. 7.16	
	鹿児島県	鹿児島市	編入	7か月	16. 7.16	
	三重県	伊賀市	新設	7か月	16. 7.16	
	平成16年11月5日	広島県	神石高原町	新設	10か月	16. 4.12
	平成16年12月1日	茨城県	常陸太田市	編入	9か月	16. 7. 9
平成16年12月5日	群馬県	前橋市	編入	11か月	16. 4. 1	
平成16年12月6日	三重県	桑名市	新設	6か月	16. 7.16	
平成17年1月1日	熊本県	芦北町	新設	14か月	16. 1.15	
	島根県	飯南町	新設	7か月	16. 7.14	
	三重県	松阪市	新設	7か月	16. 7.16	
平成17年1月4日	長崎県	長崎市	編入	9か月	16. 7.14	
平成17年1月11日	兵庫県	南あわじ市	新設	12か月	16. 4.16	
	三重県	龜山市	新設	7か月	16. 7.16	
平成17年2月1日	茨城県	水戸市	編入	10か月	16. 4.16	
	大阪府	堺市	編入	8か月	16. 6.18	
平成17年2月28日	栃木県	佐野市	新設	10か月	16. 7.16	
平成17年3月1日	長崎県	諫早市	新設	9か月	16. 7.14	
平成17年3月3日	大分県	佐伯市	新設	17か月	16. 1.15	
平成17年3月31日	島根県	松江市	新設	11か月	16. 7.14	

合併申請から合併までに要する期間について

合併申請から合併までに要する最短期間について、下記3ケースを想定。

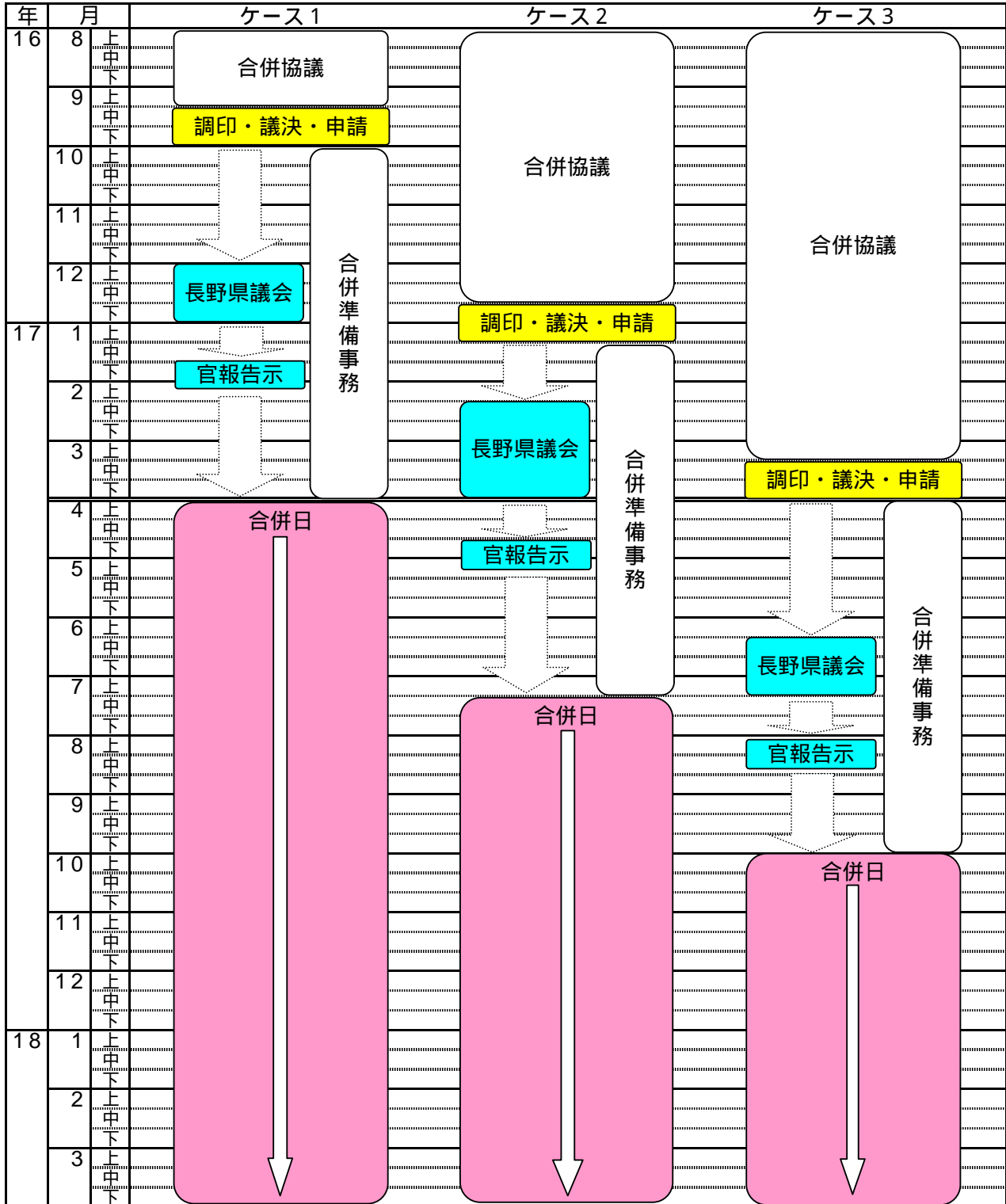
ケース1...平成17年3月末又は4月1日に合併する場合

ケース2...平成17年2月の定例県会で審議する場合

ケース3...平成17年3月末までに合併申請する場合

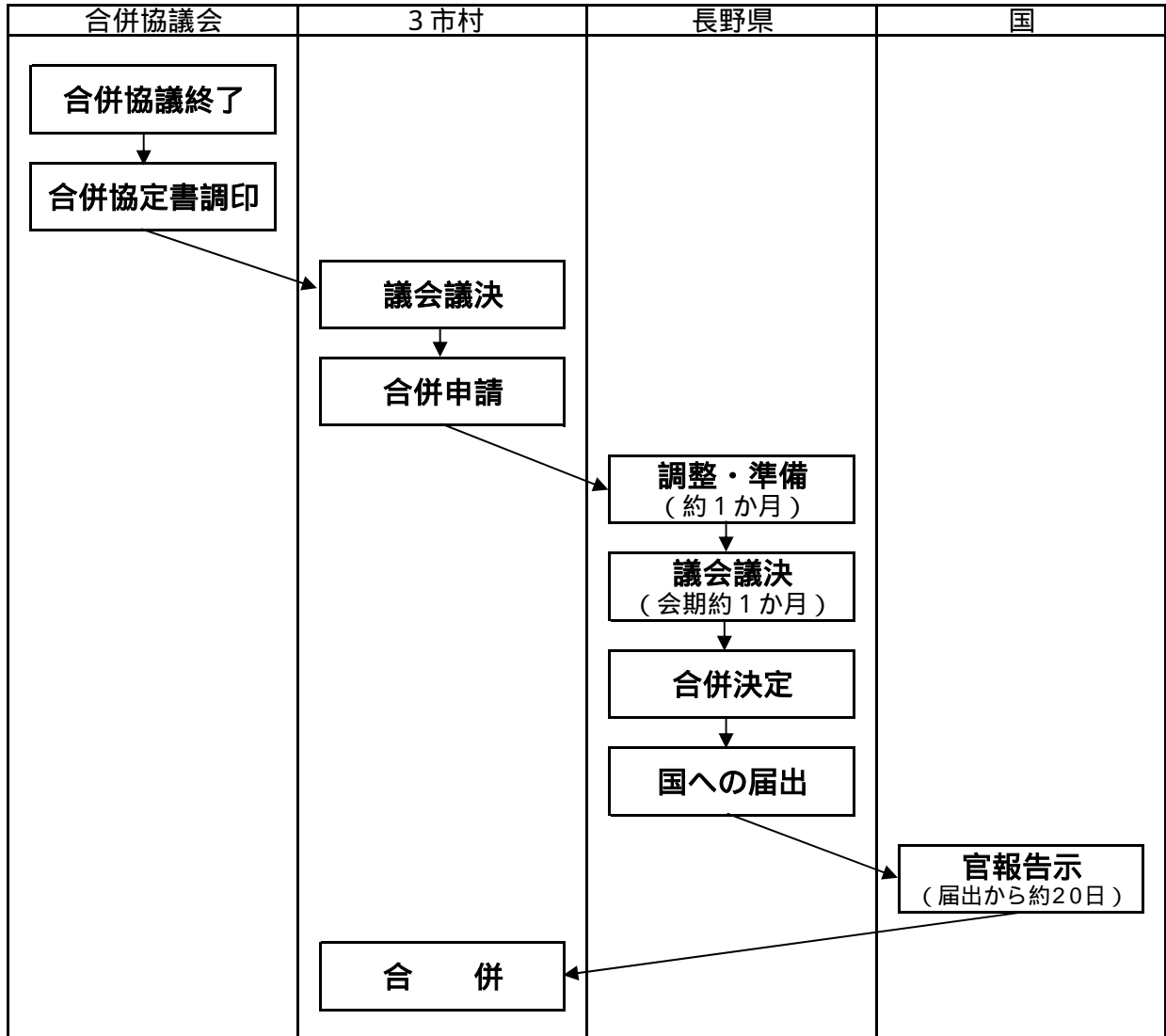
現行の合併特例法の適用を受けるため、平成17年3月末までに合併申請し、平成18年3月末までに合併することを想定。

県議会の臨時会の開催又は県議会における合併関係議案の議決の冒頭処理は想定していない。



合併申請関係手続き及び準備期間について

1. 合併申請関係手続き



2. 合併準備期間

- ・各種電算システムの統合、人事・組織体制、条例・例規等の改正、住民への周知等が必要
- ・総務省の作成した「合併協議会運営の手引」のなかの合併協議スケジュールでは、合併準備作業を6か月と想定している。
- ・先進事例においても、円滑に新市をスタートさせるため、準備期間を6か月以上とるところが多い。

補助金・交付金等の取扱いについて(協議項目22)

補助金・交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

補助金・交付金等の取扱いについては、その目的と効果を総合的に判断し、また従来からの経緯や実情と、新市の財政状況を勘案しながら、公益上の必要性(公共的必要性、有効性、公平性)の観点から次のとおり調整する。

1 団体に係るもの

(1) 同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い時期に関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。

(2) 独自の補助金等については、制度の経緯、従来からの実績、団体の実情等を考慮し調整する。

2 事業に係るもの

(1) 同一あるいは同種の補助金等については、制度の統一化に向け調整する。

(2) 独自の補助金等については、制度の経緯、従来からの実績等を尊重し、補助金等の目的を明確化するとともに、市全域の均衡を保つよう調整する。

3 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。

平成16年7月27日提出
大町市・八坂村・美麻村合併協議会会長 腰原愛正

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議項目	2 2 補助金・交付金等の取扱い	関係項目	
調整方針	<p>補助金・交付金等の取扱いについては、その目的と効果を総合的に判断し、また従来からの経緯や実情と、新市の財政状況を勘案しながら、公益上の必要性（公共的必要性、有効性、公平性）の観点から次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体に係るもの <ul style="list-style-type: none"> （1）同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い時期に関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。 （2）独自の補助金等については、制度の経緯、従来からの実績、団体の実情等を考慮し調整する。 2 事業に係るもの <ul style="list-style-type: none"> （1）同一あるいは同種の補助金等については、制度の統一化に向け調整する。 （2）独自の補助金等については、制度の経緯、従来からの実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化するとともに、市全域の均衡を保つよう調整する。 3 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。 		

現 況			備 考
大町市	八坂村	美麻村	
別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり	

団体に係るもの(主なもの)

[3市村同一あるいは同種のもの]

(H 1 5 予算額 単位:千円)

大町市		八坂村		美麻村		備 考
交通安全協会支部補助金	1,000	交通安全協会支部補助金	80	交通安全協会支部補助金	400	関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する
防犯協会補助金	225	防犯協会補助金	100	防犯協会補助金	400	
消防団運営交付金	750	消防団分団助成金	670	消防施設維持及び活動負担金	884	
社会福祉協議会補助金	31,835	社会福祉協議会補助金	10,787	社会福祉協議会補助金	12,182	
日赤奉仕団補助金	135	日赤奉仕団補助金	60	日赤奉仕団補助金	25	
老人クラブ補助金	3,640	老人クラブ補助金	360	老人クラブ補助金	911	
母子寡婦福祉会補助金	25	母子寡婦福祉会補助金	20	母子寡婦福祉会補助金	50	
身障者協会補助金	350	身障者協会補助金	35	身障者協会補助金	100	
手をつなぐ親の会補助金	23	手をつなぐ親の会補助金	10	手をつなぐ親の会補助金	30	
遺族会補助金	20	遺族会補助金	27	遺族会補助金	200	
商工会議所一般事業費	4,700	商工会補助金	4,717	商工会補助金	2,800	
公民館活動補助金	1,135	公民館活動補助金	1,125	公民館活動補助金	493	
スポーツ少年団補助金	450	スポーツ少年団補助金	25	スポーツ少年団補助金	160	
芸術文化協会補助金	250	芸術文化協会補助金	775	芸術文化協会補助金	400	
体育協会補助金	5,350	体育協会補助金	175	体育協会補助金	1,040	

[2市村同一あるいは同種のもの]

(H 1 5 予算額 単位:千円)

大町市		八坂村		美麻村		備 考
		山村留学推進協議会	1,700	山村留学推進協議会	640	関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する
		(財)育てる会補助金	5,000	(財)育てる会補助金	8,000	
青少年育成会補助金	135	青少年育成会補助金	40			
企業人権教育推進協議会補助金	50	企業同和推進協議会	20			
		P T A 活動補助金	45	P T A 活動補助金	40	

[独自のもの]

(H 1 5 予算額 単位：千円)

大町市		八坂村		美麻村		備 考
婦人会補助金	46	連合衛生組合補助金	100	国際交流ボランティア育成事業補助金	450	制度の経緯、従来からの実績、団体の実情等を考慮し調整する
女性団体連絡協議会補助金	120	食生活改善推進協議会補助金	20	みどりの少年団育成事業補助金	10	
連合自治会補助金	837	学友会補助金	40	消防団訓練補助金	200	
私立幼稚園運営補助金	1,900	重要文化財護持会補助金	600	メンドシーノ交流実行委員会補助金	300	
母親クラブ補助金	189	公共土木施設愛護会補助金	950			
精神家族会補助金	15	YOU・MEクラブ補助金	500			
心身障害者共同作業所運営補助金	11,004					
心身障害者生活寮運営補助金	900					
大町ブランド振興協会補助金	515					
経営者協会補助金	135					
精神家族会補助金	15					
心身障害者共同作業所運営補助金	100					
部落開放推進の会補助金	1,776					

事業に係るもの(主なもの)

[3市村同一あるいは同種のもの]

(H 1 5 予算額 単位:千円)

大町市		八坂村		美麻村		備 考
防犯灯設置・電気料補助金	4,625	防犯灯設置補助金	178	防犯灯設置・電気料補助金	253	制度の統一化に向け調整する
花いっぱい運動補助金	2,189	花いっぱい運動補助金	410	花いっぱい運動補助金	300	
生ごみ堆肥化容器購入補助金	2,400	生ごみ処理器購入補助金	115	生ごみ処理器購入補助金	40	
重度心身障害者(児)介護慰労金	3,000	在宅介護慰労金	150	在宅介護慰労金	850	
中山間地域農業直接支払交付金	7,404	中山間地域農業直接支払交付金	5,396	中山間地域農業直接支払交付金	2,489	
制度資金融資利子補助制度	36,500	制度資金融資利子補助制度	680	制度資金融資利子補助制度	1,200	
合併浄化槽設置補助金	39,965	排水処理施設整備補助金		合併浄化槽設置補助金	5,604	
芸術鑑賞会補助金	1,602	音楽鑑賞会補助金	40	音楽鑑賞会補助金	26	

[2市村同一あるいは同種のもの]

(H 1 5 予算額 単位:千円)

大町市		八坂村		美麻村		備 考
出産祝金	5,000	出産祝金	450			制度の統一化に向け調整する
人間ドッグ助成金	20,099	人間ドッグ助成金	400			
節目検診(人間ドッグ)助成金	3,005			節目検診(人間ドッグ)助成金	1,015	
		予防接種事業補助金	571	予防接種事業補助金	1,180	
独居老人世帯雪降ろし事業補助金	200			独居老人世帯雪降ろし事業補助金	50	
カメムシ共同防除補助金	4,100	カメムシ共同防除補助金	270			
勤労者住宅建設等利子補給金	600	住宅新增改築等利子補給金	2,000			

[独自のもの]

(H 1 5 予算額 単位：千円)

大町市		八坂村		美麻村		備 考
自主防災組織機材購入補助金	2,000	可燃物収集BOX補助金	25	森林整備地域活動支援交付金	251	制度の経緯、従来からの実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化するとともに、市全域の均衡を保つよう調整する
笑顔と元気あふれるまちづくり事業	16,500	緊急通報電話設置補助金	40	居住地森林環境整備事業補助金	200	
家庭雑排水処理汚泥収集補助金	3,900	先天性代謝異常検査補助金	110	大北農協野菜共助事業補助金	20	
こどもの遊び場設置補助金	60	認定農業者組織改善支援補助金	350	千見城遊歩道整備補助金	70	
地区敬老会補助金	4,644	農業研修生育成補助金	1,920	給食衛生管理保存食補助金	56	
福祉タクシー乗車券交付事業(高齢者・身障者)	5,915	村内企業就職促進補助金	680	山村留学里親補助金	1,550	
農地流動化担い手育成奨励補助金	4,150	特産品開発グループ育成補助金	80			
黒沢牧場管理運営補助金	3,500	村単問伐事業嵩上げ補助金	300			
農業経営確立対策推進補助金	2,889	人材育成事業補助金				
そば作業受託集積事業補助金	3,350	ヤマザクラ保存事業補助金				
米品質向上対策事業補助金	2,168	保健体育振興補助金	500			
登山道改修事業補助金	3,000	通学バス利用補助金	677			
商店街活性化推進事業補助金	2,500					
街なみ環境整備事業補助金	3,000					
米飯給食補助金	4,346					
コミュニティ振興対策事業補助金	19,100					

1 補助金・交付金の取扱い参考資料

市町村は、公益上必要がある場合は、各種団体に対して、それぞれの趣旨、目的に応じて補助金や交付金を交付する等の財政的支援を行っている。

市町村合併の際には、合併関係市町村が従来行ってきた補助制度の内容について、これから建設していく市町村の振興にどのように役立っていくのか、あるいは、新市の財政状況はどうなるのか、合併協議の際に、合併関係市町村が十分に実情把握を行うとともに、補助条件等の調整を行うことが適当である。また、合併関係市町村がこの問題を協議するにあたっては、各種団体の動向の把握と将来への希望等を十分に掌握したうえで、合併後の取扱いについて協議しておくことが必要である。

一般的な取扱いとしては、合併を機会に補助金又は補助制度を整理統合し、公益上の必要性を失ったもの又は目的を達したものは廃止し、必要がある場合についても、複数の合併関係市町村で同一又は同種の団体又は事業に対し補助している場合には補助金又は補助制度を統一し、合併関係市町村においてそれぞれの特殊事情により補助しているものについては、合併市町村全体との均衡を考えて調整する必要がある。

2 関係法令等 補助金・交付金の取扱い参考資料

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

用語解説

【補助金】

広義には、国から地方公共団体若しくは民間に対し、又は地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間に対し、交付される現金的給付を言う。

その一般的な性格としては、

- 1 相当の反対給付を受けないものであること。
- 2 交付を受けた相手方が利益を受けるものであること。
- 3 交付された金銭について用途が特定されるものであることである。

【交付金】

政府から地方公共団体若しくは私的団体若しくは個人に対して、又は地方公共団体から私的団体若しくは個人に対して、一定の行政上の必要性から交付された現金的給付をいい、国又は地方公共団体の予算上、交付金として計上される。

3 先進事例 補助金・交付金の取扱い参考資料

市町村名等	合併年月日	調 整 方 針
(長野県) 千 曲 市	平成 15 年 9 月 1 日	<p>次の基本的な方針に基づき、調整を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。(一体性確保の原則) 2 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。(住民福祉向上の原則) 3 公平負担の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。(負担公平の原則) 4 新市の健全財政に努める。(健全財政運営の原則) 5 行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。(行政改革推進の原則) <p>補助金・交付金及び各種事務事業等の各項目について、合併協議会において協議された調整方針により実施するものとする。</p>
(長野県) 東 御 市	平成 16 年 4 月 1 日	<p>補助金、交付金等(団体に関するもの)の取扱いについては、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性等の観点からそのあり方について検討する。当面は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両町村で同一あるいは同種の団体に対する補助金等は、団体の理解と協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整する。 2 両町村で独自の団体に対する補助金等は、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、新市全体の均衡を保つよう調整する。
(東京都) 西 東 京 市	平成 13 年 1 月 21 日	<p>2市の補助金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う、当面次のように取扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両市で同一或いは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。 2 一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。 3 両市で同一或いは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。 4 一方の市でのみ実施している補助金は事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。
(香川県) さ ぬ き 市	平成 14 年 4 月 1 日	<p>各町の補助金、交付金等は従来からの経緯、実情等を考慮し、新市において検討するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自治会補助金については、新市の自治会活動を充実させるよう交付水準について配慮する。 2 各町同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。 3 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。 4 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

3 先進事例 補助金・交付金の取扱い参考資料

市町村名等	合併年月日	調 整 方 針
(香川県) 東かがわ市	平成 15 年 4 月 1 日	<p>各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、合併時に廃止し、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。 2 独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。 3 整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。
(広島県) 大崎上島町	平成 15 年 4 月 1 日	<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新町において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。 2 独自の補助金等については、地域間の均衡にも配慮しつつ、新町において調整する。 3 他の補助金と整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。
(山梨県) 南アルプス市	平成 15 年 4 月 1 日	<p>補助金の取扱いについては、現状のまま新市に移行し、新市において見直しを行う中で必要に応じ調整する。</p>
(岐阜県) 山 県 市	平成 15 年 4 月 1 日	<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 3 町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 3 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。
(山口県) 周 南 市	平成 15 年 4 月 21 日	<p>【総括調整方針】</p> <p>補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。なお、補助金については以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2 市 2 町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2 各市町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 3 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。 <p>【個別調整方針】</p> <p>別添「合併協定書附属資料」に定めるとおりとする。</p>

議題 4

平成16年度大町市・八坂村・美麻村合併協議会補正予算(第1号)

1 歳入

単位(千円)

科 目		当初予算額	補正額	補正後予算額	説 明
款	項				
1	負担金	18,000		18,000	
	1 負担金	18,000		18,000	
2	繰越金	1	2,296	2,297	
	1 繰越金	1	2,296	2,297	前年度繰越金
3	諸収入	1	100	101	
	1 諸収入	1	100	101	会議時夕食代個人負担分
歳入合計		18,002	2,396	20,398	

2 歳出

単位(千円)

科 目		当初予算額	補正額	補正後予算額	説 明
款	項				
1	運営費	6,445	509	6,954	
	1 委員費	1,524	279	1,803	協議会委員報酬 279
	2 会議費	770	230	1,000	会議費 230
	3 事務費	4,151		4,151	
2	事業費	11,295	1,610	12,905	
	1 推進費	6,885	1,610	8,495	広報費 140 広聴費 1,050 市民ガイド作成 420
	2 新市建設計画策定費	1,260		1,260	
	3 事務調整費	3,150		3,150	
3	予備費	262	277	539	
	1 予備費	262	277	539	予備費 539
歳出合計		18,002	2,396	20,398	

